

令和5年3月24日判決言渡

和歌山地方裁判所 平成26年(行ウ)第7号(第1事件)、平成27年(行ウ)第5号(第2事件) 生存権を守るための行政処分取消等請求事件

判 決 要 旨

(法廷で読み上げられた内容を原告弁護団において再現)

主 文

(省 略)

理 由 の 要 旨

1 ゆがみ調整について

生活保護基準部会(基準部会)による検証結果を反映させる比率を、一律に2分の1としたこと(2分の1処理)により、基準部会により指摘された生活扶助基準の水準と一般低所得世帯の消費実態とのかい離を解消させる効果が、2分の1にとどめられることになる。このことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性は見出せず、専門的知見との整合性もないというほかない。

厚生労働省の書面において、2分の1処理は、激変緩和措置として記載されておらず、上記書面等からは、貧困の世代間連鎖の防止、被保護世帯間の公平、被保護世帯への影響抑制を目的として2分の1処理を行ったという被告らの主張を裏付ける事情は見出せない。

また、生活扶助基準の改定については、これまで各種の統計や専門家の作成した報告書等に基づいて生活扶助基準と一般国民の消費実態との比較検討がされてきたという経緯がある。このことに照らすと、2分の1処理を基準部会部に諮らないまま行ったという点において、改定過程及び手続における

過誤、欠落があったというほかない。

したがって、ゆがみ調整は、内容面においても、手続面においても、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用があったといえる。

2 デフレ調整について

生活扶助相当 CP1 の考案過程や起点を平成 20 年とすることの検討過程が明らかではなく、内容も統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠いたものである。

生活扶助基準の改定については、昭和 58 年意見具申において、消費動向に着目した水堆均衡方式が採用され、以後のその後の専門家による検討においても同方式が採用され続け、平成 25 年検証においても、物価等を考慮することに異論等が出された。物価変動を考慮したという点で、これまでの長年にわたる専門家の知見と整合しない。

また、基準部会に諮らないまま、デフレ調整を行ったことは、改定の過程及び手続における欠落があったというほかない。

したがって、デフレ調整は、内容面においても、手続面においても、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用があったといえる。